

令和2年4月28日

保護者様

深谷市教育委員会
深谷市立深谷小学校長

臨時休業期間再延長による幼稚園、小・中学校における対応について

このことについて、本日、埼玉県教育委員会から市町村立幼稚園及び小・中学校の臨時休業を延長するよう要請がありました。

深谷市においては、5月11日（月）から学校再開の予定でしたが、新型コロナウイルスの感染防止のため、深谷市立幼稚園、小・中学校を下記のとおり、引き続き臨時休業とすることとします。

なお、臨時休業期間中の幼稚園、小・中学校における対応については、下記のとおりとします。

記

1 幼稚園、小・中学校における臨時休業について

（1）期間 令和2年5月31日（日）まで（再延長）

2 幼稚園、小学校における一時預かりの実施

（1）対象 幼稚園児、小学校全学年の児童

（但し、感染防止を踏まえ、どうしても家庭等で看ることのできない場合）

（2）日程 5月31日（日）までの平日

（3）時間 8時30分から14時30分まで

3 幼稚園、小学校における登校（園）日の実施

（1）登校日を、実施する場合は、ホームページ、連絡メール等でお知らせします。
（当面の間は実施しない）

※登校日については、登校しなくても「欠席」とはなりません。

4 臨時休業中の校庭の開放（本校に通学している児童）

（1）開放時間は、13時00分から16時30分

（2）往復の交通手段は保護者の責任の下で行ってください。

（3）不要不急の外出や人との関わりを8割削減するなど、十分留意した行動をお願いします。マスクの着用をお願いします。

5 1年生の保護者の方へ（お迎え当番について）

6月1日（月）からの学校再開後、2～6年生の給食開始日から概ね1週間後に1年生の給食が開始となる予定です。1年生の給食開始日前までは、お迎え当番での下校をお願いしたいと考えています。当番日の調整につきましては検討中のため、後ほどご連絡します。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。